第十八条の三の十三第四号	前二条	改正規則附則第二条第二項において準用する前二条
第十八条の三の十三第五号	第十八条の三の十五	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十五
第十八条の三の十四第一項	登録基幹技能者講習に	登録解体工事講習に
第十八条の三の十四第一項第三号	受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別	受講者の受講番号、氏名及び生年月日
第十八条の三の十六第二号	第十八条の三の七	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の七
第十八条の三の十六第三号	第十八条の三の九	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の九

第三条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者についての改正後の第七条の三の規定の適用については、当面の間、同条第二号の表解体工事業の項第二号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の三の二から第十八条の三の十六まで（第十八条の三の六第七号を除く。）の規定を準用する。

第四条　この省令の施行の際現にとび・土木工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、平成三十三年三月三十一日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。

附則様式

<table>
<tr><td>
登録解体工事講習修了証
（修了証番号　第　　　号）

氏　名
（生年月日　　　年　　　月　　　日）

この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第83号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。

修了年月日
年　　　月　　　日
登録講習実施機関代表者　　　印
（登録番号　第　　　号）
</td></tr>
</table>

告　示

○国土交通省告示第千百九十五号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定に基づき、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する告示

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九号の三を削る。

第二十九号の二中「平成十七年国土交通省告示第六百九号第十四号」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）第二十四号」に改め、同号を第四十四号とする。

第二十九号中「平成十七年国土交通省告示第六百七号第十二号」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号）第十八号」に改め、同号を第四十三号とする。

第二十八条の三を削る。

第二十八条の二中「平成十七年国土交通省告示第六百九号第十四号」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）第二十四号」に改め、同号を第四十二号とする。

第二十八号中「平成十七年国土交通省告示第六百七号第十二号」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号）第十八号」に改め、同号を第四十一号とする。

第二十七号を第四十号とし、第二十号から第二十六号までを第三十三号から第三十九号までとし、第十九号の三を削る。

第十九号の二中「第二十七条の五第二項第二号イ若しくはロ」を「第二十七条の五第二項第二号ロ(1)若しくは(2)」に、「平成十七年国土交通省告示第六百九号の第四号から第八号まで」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）第六号、第九号から第十一号まで及び第十四号」に改め、同号を第三十二号とする。

第十九号中「第二十七条の五第二項第一号イからニまで」を「第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)まで」に、「平成十七年国土交通省告示第六百七号の第四号から第八号まで」を「建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号）第六号、第九号から第十一号まで及び第十四号」に改め、同号を第三十一号とする。

第十八号の三を削る。